

# 旧内海中学校の利活用に係るサウンディング型市場調査実施要綱

学校再編に伴い、学校としての用途を廃止した旧内海中学校の有効活用を図ることを目的として、サウンディング型市場調査を実施する。調査に当たり、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

## 1 目的

学校としての用途を廃止した施設（土地・建物）について、サウンディング型市場調査を通じて民間事業者等の皆さまから、アイデアを募集し、実現可能な利活用策について、市場性の調査を行うことを目的とする。

## 2 調査対象の概要

施設名称		旧内海中学校				
所在地		広島県福山市内海町口933番地				
敷地面積		19,061.00 m <sup>2</sup>				
施設情報	運動場の概要	面積	13,970.00 m <sup>2</sup>	備考	照明設備有り	
	建物の概要			北棟（校舎）	特別教室棟	体育館
		構造・階数	RC造・2階・3階		RC造・1階	S造・2階
		延べ床面積（m <sup>2</sup> ）	1,897.00 m <sup>2</sup>		253.00 m <sup>2</sup>	970.00 m <sup>2</sup>
		竣工年度	昭和47年・48年		平成14年	昭和63年
				部室	自転車置場	
		構造・階数	CB造・1階		S造・1階	
		延べ床面積（m <sup>2</sup> ）	142.00 m <sup>2</sup>		9.00 m <sup>2</sup>	
		竣工年度	昭和48年		平成14年	
	調査対象に「プール」は含みません					
土地建物の権利状況		建物	福山市所有			
		土地	福山市所有。一部、民有地有			
現 状		<ol style="list-style-type: none"> <li>敷地（校舎・体育館）の一部に借地（4,787.00 m<sup>2</sup>）があります。</li> <li>校舎，特別教室棟，体育館は新耐震基準を満たしています。</li> <li>緊急避難場所として指定されています。 （土砂・洪水「体育館」，地震「屋外運動場」，津波「北棟（校舎）」）</li> <li>福山市旧学校施設条例（令和2年3月18日条例第17号）による利用（屋外運動場，屋外運動場照明，体育館）。</li> </ol>				

### 3 サウンディング調査

#### (1) 対象者

上記の調査対象の利活用による事業の実施主体となる意向を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体、個人。ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象者になりません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16条）第167条の4項の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号）並びに民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中に該当する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は広島県暴力団排除条例（平成22年12月27日条例第37号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者並びに福山市暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第10号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

#### (2) 内容

次のとおり事業の提案を求めています。

##### 【条件】

教育の場所であった旧学校施設の土地・建物について、次の条件に該当する利活用の提案を求めています。

1. 地域の要望を踏まえた提案であること。
2. 施設全体を一体的に活用する提案であること。
3. 維持管理費は借り受ける団体又は個人が負担すること。

##### 【項目】

前述の条件を踏まえつつ、利活用となる事業案をお聞かせください。

- ① 事業のアイデア
- ② 事業の内容
- ③ 事業の運営方法
- ④ 土地・建物の活用方式（購入、借地の希望など）
- ⑤ 既存施設の活用内容（再利用、改築など）
- ⑥ 地域の要望への対応
- ⑦ 事業実施に当たり行政に期待する支援や配慮してほしい事項など

##### 【備考】

1. 地域の要望について
  - ・災害時には緊急避難場所として地域で利用できること。
  - ・福山市旧学校施設条例（令和2年3月18日条例第17号）第2条の規定に該当する屋外運動場、屋外運動場照明、体育館を地域で利用できること。
2. 維持管理費について  
原則、維持管理費は借り受け団体又は個人の負担となります。

### 3. サウンディング調査参加の取り扱い

今回の事業案の提出が、今後実施する事業者の公募及び審査において、優位性を持つものではありません。

### 4 スケジュール

2023年 3月 1日	サウンディング調査（一次調査）開始
2023年 3月 1日	福山市ホームページに掲載
2023年 3月 1日	文科省「みんなの廃校プロジェクト」に掲載
2023年 3月 17日	旧内海中学校現地見学会
2023年 3月 31日	サウンディング調査（一次調査）終了
2023年 4月 28日	サウンディング調査（一次調査）結果公表

### 5 事業案の提出

事業案を提出する場合は、「旧内海中学校の利活用に係るサウンディング型市場調査アイデアシート」に必要事項を記入し、電子メールで提出してください。

○申込期限：2023年（令和5年）3月31日（金）

○申込先：福山市役所市民局まちづくり推進部南部地域振興課

(E-mail : nanbu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### 6 現地見学会（事前申込制・希望者のみ）

サウンディング調査の実施に当たり現地見学会を開催します。

現地見学会は事前申込制とします。現地見学を希望する場合は、「旧内海中学校の利活用に係るサウンディング型市場調査現地見学会申込先書」に必要事項を記入し、電子メールでお申し込みください。

また、当日は現地集合とします。

なお、現地見学会への参加は事業案を提出するための必須条件ではありません。

○現地見学会日程：2023年（令和5年）3月17日（金）14時～

○申込期限：2023年（令和5年）3月15日（水）

○申込先：福山市役所市民局まちづくり推進部南部地域振興課

(E-mail : nanbu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp)

### 7 サウンディングの実施結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を福山市ホームページ上で予定しています。

概要の公表にあたっては、参加者の名称は公表しないこととし、特別なノウハウの漏洩につながるような情報が公表されることのないよう、事前に提出者へ内容を確認します。

### 8 その他

#### ・費用負担

アイデア提出に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

#### ・説明資料の提出

説明資料があれば準備、提出をお願いします。

**【附記】**

この要綱は、2023年（令和5年）3月1日から実施